

瑞浪市要介護高齢者通院支援事業



対象者の通院を支援するために、病院を発着とするタクシー乗車料金の助成をします。

対象者：次のすべてに該当する方

□ 75歳※1以上のみで構成する世帯（独居含む）

※1 令和8年度対象者：～昭和27年4月1日生まれまで

□ 介護保険法の規定による要介護1～5の認定を受けている

□ 世帯員が運転免許証を持っていない

□ 自宅で生活している（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への入居者除く）

□ 対象者が自家用自動車を所有し、自動車税及び軽自動車税減免を受けていない

□ 瑞浪市重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料金助成を利用していない

□ 瑞浪市リフト付福祉タクシー事業の利用者証の交付を受けていない



助成内容：タクシー普通車の基本料金相当額×年間最大24枚

病院、診療所、歯科医院への通院（病院等発着）に利用できます。

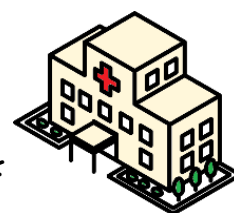
※市外の病院の通院にも利用可能です。ただし、利用できるタクシー事業者を必ずご確認ください。

※1回の乗車に2枚まで利用できます

※申請月によりお渡しする枚数が変わります

※おつりは出ません

※乗車券に、乗車料金から普通車の初乗料金を除いた額を添えて運転手にお渡しください



申請方法：

高齢福祉課窓口にて、瑞浪市要介護高齢者通院支援事業利用申請書をご提出ください。障害者手帳をお持ちの方は必ず申請時に手帳をお持ちください。

利用できる事業者：順不同、敬称略

東鉄タクシー（0572-68-2277）	株式会社民救（0572-68-5362）
平和タクシー（0572-68-6111）	有限会社SKU（0572-65-2889）
小林タクシー（0120-331-168）	

注意事項：

- 乗車券は、交付を受けた本人以外は利用できません。
- 不正行為をした場合、市から助成額の返還を求めることがあります。
- 本事業の対象でなくなった場合は、速やかにこの乗車券を高齢福祉課へ返却ください。
- 再発行しませんので、大切に保管してください。

問い合わせ：瑞浪市高齢福祉課 高齢者支援係（TEL：0572-68-2117）